

(仮称) 柏市こども・若者相談センター内福祉連携型カフェ管理運営事業
募集要領

令和8年2月3日
柏市こども部
こども相談センター

1 本事業等の目的、概要

(1) 件名

(仮称) 柏市こども・若者相談センター内福祉連携型カフェ管理運営事業

(2) 遊具等設置場所

柏市十余二 313-92 (仮称) 柏市こども・若者相談センター

(3) プロポーザルの目的

本事業は、(仮称) 柏市こども・若者相談センター(以下、「当センター」という。)の1階に福祉連携型カフェ(以下「カフェ」という。)を設置し、乳幼児を含む市民や当センターの職員に飲料や軽食を提供するものである。併せて、親子交流の場や若者(ケアリーバー)等の就労体験の場として広く児童福祉・若者支援理解の促進を図るべく、福祉連携型カフェを実施する民間事業者等の提案を幅広く求めるもの。

2 施設及びカフェエリアの概要

(1) 「(仮称) 柏市こども・若者相談センター」の概要

児童相談所や若者支援等の機能を含む、子どもや若者の支援拠点として開設を予定している。

すべての子どもや若者、また子育て中の保護者が利用でき、遊びや交流を通じて、それぞれが抱えるあらゆる困りごとや悩みを気軽に相談できる環境を創出することを目指している。相談者や支援が必要な子ども等は、必要に応じて継続的に関わり、自立まで切れ目のない支援を提供していくもの。

当センターの竣工時期は令和8年11月を予定、

施設イメージ図

運営は、柏市が行う。休館は年末年始及び施設点検日等、開館時間は9時~21時を予定している。

※参考資料)

① 「(仮称) 柏市こども家庭総合支援センター 基本計画」

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/23866/kihonkeikaku.pdf>

② 「(仮称) 柏市こども・若者総合支援センター 整備計画」

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/23866/seibikeikaku.pdf>

③ 「基本設計の概要」

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/24381/kihonsekkeigaiyo.pdf>



(2) 本事業の対象エリアの概要

本事業に基づき実施するエリア及び概要は以下のとおり。

・ カフェエリア (1階・屋内)

メインエントランスを入ってすぐに右手にある。

その他、1階には、乳幼児とその保護者、子どもや若者が集う様々なエリアがあり、また、市職員の事務室もある。



3 業務の概要

(1) 業務内容

別添「(仮称) 柏市こども・若者相談センター内福祉連携型カフェ管理運営事業仕様書」(以下、「仕様書」という。)「5 業務の内容」による。なお、契約締結時の仕様書は、特定した受託候補者の企画提案書の内容を踏まえ、業務内容を調整することがある。

(2) 予定協定締結期間

仕様書「7 (2) 協定締結期間及び施設の使用許可期間」による。

(3) 施設使用料

仕様書「7 (3) 施設使用料」による。

4 参加資格

参加資格を有する者は、公募開始日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 障害福祉または児童福祉と連携したカフェを提供中または提供の実績がある法人もしくは団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生の手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領(昭和62年4月1日制定)に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領(平成26年12月18日制定)に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 法人税、市税、消費税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (6) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者または公募日前6ヶ月以内に手形もしくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

5 全体スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始	令和8年 2月 3日
参加意思表明書提出期限	令和8年 2月 17日
質疑書の締切	令和8年 2月 17日
参加資格要件確認結果通知	令和8年 2月 27日
質疑書に対する回答	令和8年 2月 27日
提案書等の提出締切	令和8年 3月 16日
プレゼンテーション審査	令和8年 3月 23日
プロポーザル方式結果通知	令和8年 3月 25日
協定締結日	令和8年 5月 1日

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。この場合、電子メールにて通知する。

6 参加意思表明について

(1) 期限

令和8年2月17日 午後5時まで

(2) 提出書類

- ア 参加意思表明書（様式1）
- イ 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- ウ 障害福祉または児童福祉と連携したカフェを提供しているまたはしていたことがわかる書類（任意様式）
- エ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署発行）
- オ 会社概要（様式3またはパンフレット等でも可）

(3) 提出先及び提出方法

- ア 電子メールに提出書類ア～オを添付のうえ、次のメールアドレス宛に送信すること。
メールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp
- イ メールの件名は「【カフェ】プロポーザル参加意思表明書等の提出について（〇〇（会社名））」とすること。
- ウ 提出書類のうち様式1及び2には押印のうえ、スキヤナ等を使用しPDF形式（白黒でも可）に変換すること。
- エ 提出した際は、事務局（04-7128-5290）に電話し到着確認をすること。
- オ 提出書類のうち、様式1及び2の原本は、メールによる提出後1月30日までに郵送すること。
郵送先：〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウエルネス柏3階
柏市こども部こども相談センター 開設準備担当 篠原宛て

(4) 参加の可否

参加資格の審査を行い、参加の意思表明をした全ての者に対して、参加の可否を令和8年2月27日までにメールにより連絡する。

7 質疑について

(1) 質疑方法

- ア 質疑書（様式4）を電子メールで事務局あてに送付すること。
- イ メールの件名は「【カフェ】プロポーザルに関する質疑について（〇〇（会社名））」とすること。

メールアドレス : propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

ウ 送付した際は、事務局（04-7128-5290）に電話し到着確認をすること。

エ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受けない。

(2) 質疑期間

令和8年2月10日から令和8年2月17日（午後5時）まで

(3) 回答方法

令和8年2月27日までに、参加の意思を表明した全ての者（辞退した者は除く）に対して質疑とその回答を電子メールにより随時連絡する。

(4) 留意事項

参加資格があると認められた者のみ質疑を提出することができるものとする。

8 辞退について

(1) 辞退方法

ア 参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式5）を令和8年3月16日までに電子メールに添付の上提出（送信）すること。また、メールによる提出後、原本（紙）を令和8年3月16日までに郵送すること。なお、本市にメールが到着した場合において、参加の辞退を撤回することができない。

イ メールの件名は「【カフェ】プロポーザル辞退届の提出について（○○（会社名））」とすること。

メールアドレス : propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

ウ 郵送先 : 〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階
柏市こども部こども相談センター 開設準備担当 篠原宛て

9 提案書の作成と提出

(1) 提案書（様式6：表紙のみ、提案内容は自由様式）の作成

（別添1）「提案書の作成について」のとおり作成すること。

(2) 部数

紙媒体で6部（正本1部 副本5部）を提出するものとする。ただし、印が必要となるものについては、正本は原本とし、副本は写しで可とする。

(3) 提出期限及び方法

ア 持参の場合

令和8年3月16日 午後5時まで

柏市こども部こども相談センター開設準備担当窓口（ウェルネス柏3階）

イ 郵送の場合

令和8年3月16日 必着

郵送先 : 〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階

柏市こども部こども相談センター 開設準備担当 篠原宛て

ウ 送付した際は、事務局（04-7128-5290）に電話すること。

エ 持参、郵送に関わらず、提案書の電子データを令和8年3月16日までに次のメールアドレス宛に送信すること。

メールアドレス : propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

10 プレゼンテーション

(1) 日付

令和8年3月23日（予定）

(2) 場所

ウェルネス柏4階 研修室（予定）

(3) 実施時間

50分以内とする（目安：説明30分＋質疑20分、セッティング・撤去に係る時間を含む）。

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め4名以内とする。

(5) 貸出物品

机・椅子・プロジェクター（HDMI）・スクリーンとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(6) 方法

ア 開始時間及び説明順位は、企画提案書の提出順とし、令和8年3月18日までにメールにて連絡する。

イ 説明資料は企画提案書中のものとし、プレゼンテーション用の追加提出は認めない。

(7) その他

企画提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。この場合において、最優秀提案者として適当でないと認められるときには、最優秀提案者として選定しないことがある。

11 審査基準

（別添2）「（仮称）柏市こども・若者相談センター内福祉連携型カフェ管理運営事業プロポーザル方式審査基準」を参照すること。

12 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

ア 最優秀提案者の選定は、（仮称）柏市こども・若者相談センター内福祉連携型カフェ管理運営事業選定委員会における、プレゼンテーション審査によるものとする。

なお、当該委員会の規則は、「柏市プロポーザル方式選定委員会規則」に準ずる。

イ 審査は、選定委員1人あたり100点を満点として以下の基準で評価し、総合的に判断する。

(2) 選定方法

評価点数が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価点数が最も高い者が2者以上ある時は、選定委員長の評価点数が最も高い者を最優秀提案者とする。

(3) 最優秀提案者の繰上げ

審査後、最優秀提案者が失格となった場合又は辞退をした場合は、審査結果が上位の次点提案者を繰上げし、最優秀提案者とする場合がある。

13 プロポーザル方式結果通知及び公表

(1) プロポーザル方式結果は、令和8年3月25日までに、参加した業者に対しメールにて通知する（メールでの通知後、別途書面発送する）。

(2) プロポーザル方式結果は、(1)の結果通知日以降、柏市オフィシャルウェブサイトで公表する。

14 協定手続き

- (1) 最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、最優秀提案の提案者と協定を締結する。なお、本プロポーザルにおいて提案者が提案した業務実施体制を満たす見込みがないと柏市が判断した場合は、協定を締結しないことがある。その場合、次点提案者を繰上げし、最優秀提案者とする場合がある。
- (2) 本案件に参加した者を下請負業者（2次、3次等の下請負業者を含む。）としてはならない。ただし、特殊な技術を必要とする場合、緊急性がある場合、時価に比して著しく有利な価格で契約が締結できる場合等の特別の理由がある場合で、本市の承諾を得た場合を除く。

15 留意事項

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションについて

ア 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。なお、提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に、提案書等の提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章・写真・絵・図・表・映像・音楽等が含まれるときは、提案書等の提出者の費用負担と責任において、あらかじめ、当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。

イ 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象とする。

ウ 本件プロポーザル以外の目的に使用することはない。

- (2) 提案者が失格となる場合

ア 参加資格要件を1つでも満たさないことが判明したとき。

イ 異なる提案を複数提出したとき。

ウ 提出書類の記載に虚偽又は不正があったとき。

エ 提出書類に記載すべき内容の記載がなかったとき。

オ 企画提案書の提出期限を経過しても提出がないとき、又は企画提案書を提出した者がプレゼンテーション審査に出席しなかったとき。

カ その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかつたとき。

- (3) その他

ア このプロポーザルに参加しなかつた場合や、参加意思表明の後、審査結果通知の前までに辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはない。

イ 交通渋滞・通行止め等の道路事情、公共交通機関の遅延・運休等、郵便事故、電子メールの通信事故等については、本市はいかなる責任も負わない。

16 お問い合わせ等

- (1) 担当部署

こども部こども相談センター 開設準備担当 篠原

- (2) 連絡先

〒277-0004 千葉県柏市柏下65-1 ウエルネス柏3階

電話番号：04-7128-5290（直通）

Eメールアドレス：propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

- (3) 受付時間

受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(別添1)

提案書類の作成について

1 提案書類

作成する提案書類は、以下に掲げるア～エとし、用紙サイズはA4縦長に統一し、1部ずつファイルに綴じること。イ、ウ及びエ合計20ページ以内とすること。

また、紙媒体で提出書類イ～エの順序でインデックスを付け、A4フラットファイルに綴り、ファイルの表紙に「(仮称)柏市こども・若者相談センター内福祉連携型カフェ管理運営事業」及び「法人名もしくは団体名」を記載すること。

ア 提案書表紙(様式6)

イ 事業所の概要書(自由様式)

ウ 提案書(自由様式)

エ 運営開始までのスケジュール表(自由様式)

オ 収支計画(様式7)

2 提案書に記載を求める事項

ウ 提案書に記載を求める事項は次のとおり。

記載番号	記載項目	提案書に記載を求める事項
1	施設の目的や利用者の理解度	施設の目的や、カフェを利用する施設利用者の対象等を踏まえ、カフェのコンセプトを記載してください。
2	提供メニュー	カフェを利用する施設利用者を踏まえ、メニューの内容や種類、価格を記載してください。 メニューの選定について、選定理由や利用者想定等の説明を記載してください。 その場で調理が必要なメニューについて、調理方法を記載してください。
3	運営体制	運営期間における収支計画について、令和9年4月1日に営業を開始する想定で、令和9年度の「月間」「年間」を記載してください。 (様式7) 業務責任者、人員配置計画について記載してください。 準備や搬入から営業、片付け撤収までの一日の流れを記載してください。 衛生管理について、「環境衛生」「個人衛生」「食品衛生」「管理体制」をどのようにしていくのかを記載してください。 危機管理について、「市との連絡体制の構築」「緊急時の対応」について記載してください。
4	企画運営	子育て家庭や社会的養護経験者、障害を抱えた子どもや若者に係る課題等を踏まえ、福祉連携型カフェとして、利用者の利便性向上や困難を抱えた若者等への支援への具体的な取り組みを記載してください。
5	その他	施設の利用者がカフェを利用しやすいような工夫があれば記載してください。 その他、提案があれば記載してください。

注 提出書類中自由様式のものについては、表中の「項目番」及び「項目名」を必ず表示すること。

(別添 2)

(仮称) 柏市こども・若者相談センター内福祉連携型カフェ管理運営事業
プロポーザル方式審査基準

1 趣旨

この基準は、(仮称) 柏市こども・若者相談センター内福祉連携型カフェ管理運営事業プロポーザル方式に対する提案を審査し、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者の決定については、本基準に基づくものとする。

3 評価方法

評価点【満点：100点】の採点基準は、次のとおりとする。

評価項目番	評価項目	評価基準	配点
1	施設の目的や利用者の理解度	施設の目的やコンセプト、またカフェを利用する施設利用者の対象等を理解しているか	10
2	提供メニュー	施設利用の対象であるすべての乳幼児・子ども・若者、その保護者、障害者等が利用できるメニューの内容や種類、価格帯は適当であるか	20
3	運営体制	安定した収益や継続的な運営が期待でき、定める日数や時間を安定して営業できるか	10
		飲料や軽食を提供するための十分な人員は配置されているか	5
		準備や搬入から営業、片付け撤収までの一日の流れが明確で、市の施設管理に影響を及ぼすことはないか	5
		カフェ利用者やスタッフの健康が保たれるよう、継続的かつ組織的な衛生管理が期待できるか	10
		緊急事態や災害が発生した際の被害を最小限に抑え、迅速に対応するために、緊急時の連絡体制等は明確か	5
4	企画運営	子育て家庭や社会的養護経験者、障害を抱えた子どもや若者に係る課題等について知識や支援の経験を有しているか	10
		福祉連携型カフェとして、利用者の利便性向上や困難を抱えた若者等への支援の具体的な取り組みが期待できるか	10
5	その他	子ども連れや小中高生、若者、特性を持つ人など、年齢や特性に関わらず、だれでも利用しやすい工夫があるか	10
		その他独自の効果的な提案があるか	5

5 評価者

評価点については、選定委員が採点する。なお、選定委員が出席できない場合は、原則として代理は認めず出席委員の評価による。